

7 障害程度区分変更時の事務

○ 市町村事務の流れ

(事務フローは27ページ)

- ① 施設支給決定障害者は、障害程度区分を変更する必要があるときは、市町村に対し、当該障害程度区分の変更の申請をすることができる。
- ② 市町村は、申請又は職権により施設支給決定障害者につき、必要があると認めるときは障害程度区分の変更の決定をする。
- ③ 市町村は、障害程度区分の変更の決定を行った場合には、当該決定に係る施設支給決定障害者から施設受給者証の提出を求め、施設受給者証に当該決定に係る障害程度区分を記載し、これを返還する。

(身障法第17条の12、知障法第15条の13)

